

昭和二十五年法律第二百一十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目次

第三章	精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第九条—第十七条）
第四章	精神保健福祉センター（第六条—第八条）
第一節	精神保健福祉センター（第六条—第八条）
第二節	登録研修機関（第十九条の六の二—第十九条の六十七）
第三節	精神科病院（第十九条の七—第十九条の十）
第四節	精神科救急医療の確保（第十九条の十一）
第五章	医療及び保護
第一節	任意入院（第二十条・第二十一条）
第二節	指定医の診察及び措置入院（第二十一条—第三十二条）
第三節	医療保護入院等（第三十三条—第三十五条）
第四節	精神科病院における処遇等（第三十一条—第四十条）
第五節	精神科病院（第四十一条—第四十四条）
第六章	保健及び福祉
第一節	精神障害者保健福祉手帳（第四十五条—第四十五条の二）
第二節	相談指導等（第四十六条—第五十一条）
第七章	精神障害者社会復帰促進センター（第五十二条—第五十七条）
第八章	精神障害者社会復帰促進センター（第五十二条の十五）
第九章	罰則（第五十二条—第五十七条）
附則	（この法律の目的）
第一章	総則
第一条	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのつと、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加

の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まつて、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をできるよう努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他の国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

（国民の義務）

第三条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経渋活動への参加をしようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）

第四条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るために、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

（精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。）

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

（精神保健福祉センターの福社に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。）

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十五条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十五条の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法第二十二条第二項又は第五十五条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項又は第五十五条の十一の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行ふこと。

（審査の案件の取扱い）

第七条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置

と協力を得るように努めなければならない。

（国の補助）

第八条 この法律に定めるもののほか、精神保健

福祉センターに関する必要な事項は、条例で定める。

（第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神保健

医療審査会）

第九条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例

（定義）

この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその他の精神疾患を有する者をいう。

第二章 精神保健福祉センター

（精神保健福祉センター）

都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

（精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行ふものとする。）

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。

二 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行ふものとする。

（精神医療審査会）

（精神医療審査会）

都道府県は、精神保健指定期に規定する精神保健指定期の福社に関するものほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第十条及び第十一条 削除

（精神医療審査会）

（精神医療審査会）

都道府県は、精神保健指定期の福社に関するものほか、地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の

福祉に関する事項に関する意見を具申することができる。

（精神保健指定期の福社に関するものほか、地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の意見を具申することができる。）

二 地方精神保健福祉審議会は、都道府県の条例で定めるものほか、地方精神保健福

祉に関する事項に関する意見を具申することができる。

（精神保健指定期の福社に関するものほか、地方精神保健福祉審議会は、都道府県の条例で定めるものほか、地方精神保健福

祉に関する事項に関する意見を具申することができる。）

三 地方精神保健福祉審議会は、都道府県の条例で定めるものほか、地方精神保健福

祉に関する事項に関する意見を具申することができる。

（精神保健指定期の福社に関するものほか、地方精神保健福祉審議会は、都道府県の条例で定めるものほか、地方精神保健福

祉に関する事項に関する意見を具申することができる。）

で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

（精神保健指定期の福社に関するものほか、地方精神保健福祉審議会は、都道府県の条例で定めるものほか、地方精神保健福

(業務規程)

第十九条の六の八 登録研修機関は、研修の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 業務規程には、研修の実施方法、研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第十九条の六の九 登録研修機関は、研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を含むとされたとき）、の作成がされている場合における当該電磁的記録を作成する。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備え置かなければならない。

2 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十九条の六の十一 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の四第一項各号のいずれか

に適合しなくなつたと認めるときは、その登録

研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の六の十三 厚生労働大臣は、登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第十九条の六の十二 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修の業務の全部若しくは一部を停止を命ずることができる。

第十九条の六の十三 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条の六の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の六の六第三項、第十九条の六の九、七、第十九条の六の八、第十九条の六の九、反したとき。

三 正當な理由がないのに第十九条の六の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第十九条の六の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第十九条の六の十四 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを作成しなければならない。

(厚生労働大臣による研修業務の実施)

第十九条の六の十五 厚生労働大臣は、登録を受け者がいないとき、第十九条の六の九の規定による研修の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に對し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他的事由により研修の業務の全部又は一部を実施することができ困難となつたときその他必要があると認めることは、当該研修の業務の全部又は一部を行なうことができる。

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

第十九条の六の十六 厚生労働大臣は、研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。（報告の徵収及び立入検査）

第十九条の六の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

2 第一項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条の六の十八 厚生労働大臣は、次の場合には、その物件を検査せざるを得ない。

2 前項の規定により立入検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十九条の六の十九 厚生労働大臣は、前項の規定によりその指定機関が第十九条の六の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修の業務の全部若しくは一部を停止を命じることができる。

第十九条の六の二十 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。（登録の取消し等）

一 第十九条の六の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の六の六第三項、第十九条の六の九、七、第十九条の六の八、第十九条の六の九、反したとき。

三 第十九条の六の九の規定による届出があつたとき。

四 第十九条の六の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第十九条の六の二十一 厚生労働大臣は、登録を受けたとき。

第十九条の九 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めたときは、その指定を取り消すことができる。（指定の取消し）

第十九条の十 都道府県知事は、前項の規定によりその指定病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神科病院の権限に属する事務について、指定病院に入院中の者の待遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行なうことを指示することができる。

第十九条の十一 国は、都道府県が設置する精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神科病室の設置及び運営に要する経費（第三十条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。）に對し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

第十九条の十二 国は、當利を目的としない法人が設置する精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神科病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第十九条の十三 国は、精神科救急医療の確保

精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神科病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第十九条の十四 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者は又はその第三十三条第二項に規定する家族等その他の関係者からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとす

地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

第十九条の十五 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の十六 都道府県知事は、前項の規定によりその指定精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の十七 都道府県知事は、前項の規定によりその指定病院が第十九条の六の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修の業務の全部若しくは一部を停止を命じることができる。

第十九条の十八 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の十九 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十一 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十二 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十三 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十四 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十五 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十六 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十七 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十八 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の二十九 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の三十 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の三十一 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の三十二 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の三十三 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

第十九条の三十四 都道府県は、精神科病院を設置し、精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会（昭和二十三年法律第二百五号）第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聽かなければならない。

都道府県知事は、前項の体制の整備に当たつては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

第五章 医療及び保護

第一節 任意入院

第二十条 精神科病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

第二十一条 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神科病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対する第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

精神科病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）から退院の申し出があった場合には、その者を退院させなければならない。

前項に規定する場合において、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、同項の規定にかかるうえ、七十二時間限り、その者を退院させることができる。

4 前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、指

定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護の規定を行つた場合について準用する。この場合は、前二項の規定中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二節 指定医の診察及び措置入院

（診察及び保護の申請）

第二十二条 精神障害者又はその疑いのある者を知つた者は、誰でも、その者について指定医の申請書を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に申請することができる。

前項の申請をするには、次の事項を記載した申請書を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日

二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日

三 症状の概要

四 現に本人の保護の任に当たつている者があるときはその者の住所及び氏名

（警察官の通報）

第二十三条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

5 第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

（精神科病院の管理者の届出）

第二十六条の二 精神科病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者に係る通報）

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律

2 第二十九条第一項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第四項に規定する指定入院医療機関に

入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

（申請等に基づき行われる指定医の診察等）

第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前までの規定による申請、通報又は届出のあつたときには、この限りでない。

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を探つた場合には、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二節 指定医の診察及び措置入院

（保護観察所の長の通報）

第二十五条 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知つたときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

（保護観察所の長の通報）

第二十六条 矯正施設（拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の帰住地（帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に通報しなければならない。

2 第二十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同

条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

（診察の通知）

第二十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当つている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

（判定の基準）

2 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他の現に本人の保護の任に当つている者は、

前条第一項の診察に立ち会うことができる。

（判定の基準）

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項又は第二項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

（都道府県知事による入院措置）

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

3 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する一人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に傷害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を探る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を探る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

都道府県知事は、前項の規定により移送を行う場合においては、当該精神障害者に対し、当該移送を行う旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
都道府県知事は、第一項の規定による移送を行ふに当つては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限を行ふことができらる。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、第二十九条の二第一項の規定により入院した者について、

（入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額）

第二十九条の六 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院する者について、国等の設置した精神科病院又は指定病院が行う医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

（前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（社会保険診療報酬支払基金への事務の委託）

(費用の徴収)
第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
都道府県知事は、前項の規定による費用の徴収に關し必要があると認めるときは、当該精神障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該精神障害者若しくはその扶養義務者に對し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の規定による）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならぬ。

都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置を探らない旨の通知を受けたときは、又は第二十九条の一第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置を探る旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の七 都道府県は、第一十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院する者について国等の設置した精神科病院又は指定病院が行つた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国等又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託するこ

第三十二条 削除

第三節 医療保護入院等

精神障害者では、次に掲げる
いずれかの者の
がなくともその

要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第二十一条、第二十八条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれがあると認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その者を退院させなければならぬ。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

(費用の負担) とかであります。

第三十条 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 国は、都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。
(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十一条の二 前条第一項の規定により費用の負

り、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第三十四条第一項の規定により移送された者

前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時
間は、すみやかに、その者につき、前条第一項の
規定による入院措置をとるかどうかを決定しな
ければならない。

退院させるには、その者が入院を継続しなくてはならぬ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に傷を及ぼすおそれがないと認められるについて、その指定する指定医による診察の結果

担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第二百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険

二 行方の知れない者
当該精神障害者に対し訴訟をして居る者
又はした者並びにその配偶者及び直系血族
三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐

間を超えることができない。

又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。

法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を

四 人又は補助人 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができ

て、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状

含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができ

条第一項又は前条第一項の規定による入院措置を採らうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

る者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

前項の場合において都道府県知事がその者を

2 都道府県知事は、前項の規定により移送を行
う場合は、

(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項
(費用の徴収)

在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

4 第一項又は前項に規定する場合において、精神科病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は前項の規定にかかるわらず、本人の同意がなくとも、十二時間限り、その者を入院させることができ。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十一条第四項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神科病院の管理者は、第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第三項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の三 精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者

に対し、当該入院措置を探る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他の厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。ただし、当該入院措置を探つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 精神科病院の管理者は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する事項を書面で知らせなかつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第三十三条の四 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に關し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

第三十三条の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八条に規定する特種相談支援事業(第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。)を行う者、介護保険法第八条第二十四条に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの(次条において「地域援助事業者」という。)を紹介するよう努めなければならない。

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の七第二項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三条の六 精神科病院の管理者は、前二条に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院によ

る地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

(応急入院)

第三十三条の七 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神科病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、その者がが、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくとも、七十二時間限り、その者を入院させることができる。

第一 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者である理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者である理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であ

り、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者である理由があるときは、同項の規定にかかるわらず、本人の同意がなくとも、十二時間限り、その者を入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第三項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三条の八 第十九条の九第二項の規定は前条第六項の規定による処分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による措置を探る場合について準用する。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつたときは、直ちに、当該措置を探つた理由その他の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神科病院が同項の基準に適合しなかつたと認めめたときは、その指定を取り消すことができる。

7 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第一項の指定を受けた精神科病院に入院中の者の待遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行なうことを指示することができる。

三項若しくは第四項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これら者が入院している精神科病院の管理者に対する命令を命ぜし、その者を退院させることを命ずることができる。

都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項、第三項及び第四項並びに第三十

第三十八条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を探ることを命ずることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があ

科病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による入院について
同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

(仮退院) 第四十九条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適當であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六ヶ月を超えない期間を限り仮に退院させることができることとする。

第五節 雜則

(指針)

第四十一条 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（以下この条において「指針」という。）を定めなければならない。

指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）の機能分化に関する事項

三	症状の概要
四	退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
五	入院年月日
六	失去者の家族等又はこれに準ずる者の住所、氏名その他厚生労働省令で定める事項 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神科病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神科病院の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間も限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神

5 三条の七第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。
都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

第五節 雜則

2 で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に
関する法律の対象者について、同法又は同法
に基づく命令の規定による手続又は処分をする
ことを妨げるものではない。

前各節の規定は、心神喪失等の状態で重大な
他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する
法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一
項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段
若しくは第六十二条第二項前段の決定により入
院している者又は同法第四十二条第一項第一号
若しくは第六十一条第一項第一号の決定により
指定入院医療機関に入院している者について
は、適用しない。

第四十二条 削除
(刑事案件件に関する手続等との関係)
第四十三条 この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事案件件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導処分若しくは保護処分の執行のためこれらの者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。
第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定を除くほか、この章の規定は矯正施設に収容中の者には適用しない。
(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた中の中には適用しない。

二 精神障害者の居宅等(居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。)における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

第六章 保健及び福祉

第二節 相談指導篇

3 与してはならない。

4 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第二項の政令で定める状態がなくなつたと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。

6 前条第三項の規定は、第三項の認定について準用する。

第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)

第四十六条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関

6 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に關し必要な事項は、政令で定める。
精神障害者保健福祉手帳の返還等)
第四十五条の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならぬ。

2 住地を有しないときは、その現在地の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福

心と理解を深めるように努めなければならぬ。

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必
要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

第二 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

第三 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関する精神障害者及びその家族等その他の関係者から相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

第四 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者から相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならない。

第五 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福
祉センター及び保健所その他これらに準ずる施
設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する
相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等
その他の関係者を訪問して必要な指導を行った
めの職員(次項において「精神保健福祉相談員」とい
う。)を置くことができる。

第二 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあ
ったときは、当該精神障害者の希望、精神障害者の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事業を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行なう者に委託することができる。

第二 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、障害福祉サービス事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉の利用についての要請を行うものとする。

第三 都道府県は、前項の規定により市町村が行う保健所による技術的事項についての協力その他連絡調整を行う。

第四 第五十一条及び第五十一条 削除
(指定等)

第五十五条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るために、訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

第五十五条の三 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るために、訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

第五十五条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに

対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るために訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報を提供することができる。

第五十五条の五 センターは、第五十五条の三第一号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十五条の七において「特定情報」という。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十五条の七において「特定情報管理規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

これを変更しようとするときも、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報

管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適當となつたと認めるときは、センター

に對し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行なうものとする。
一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
二 精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究を開発を行うこと。
三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行なうこと。
四 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、第二号の規定による研究開発の成果又は前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

第五 精神障害者の社会復帰の促進を図るために、当該事業に従事する者及び当該事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
第六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。
(センターへの協力)

第五十五条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに

対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るために訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報を提供することができる。

第五十五条の五 センターは、第五十五条の三第一号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十五条の七において「特定情報」という。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十五条の七において「特定情報管理規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

これを変更しようとするときも、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報

管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適當となつたと認めるときは、センター

に對し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生

(秘密保持義務)

第五十五条の六 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第五十五条の三第二号又は第三号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

員又は職員が第五十五条の五第二項の認可を受けた特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十五条の八 センターは、毎事業年度の事業計画書及び收支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これに变更しようとするときも、同様とする。

(報告及び検査)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、第五十五条の三に規定する業務の適正な運営を確保するための必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(報告及び検査)

第五十五条の十 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、センターに対し、第五十五条の三に規定する業務に關する命令を下す。この場合は、前項中「前項」とあるのは、「第五十五条の九第一項」とあるのは、「第五十五条の九第一項」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第五十五条の十一 厚生労働大臣は、センターが規定の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一条を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定による指定を受けている精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から平成八年三月三十一日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなったとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一二四号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号) 抄

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月四日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十一条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後的精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第五十条の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行つている国及び都道府県以外の者について新法第五十条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(第五条に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者社会復帰施設（同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。）を設置する。

つて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしている者は、新法第五十条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

項 この法律の施行の際現に新法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを設置している市町村、社会福祉法人その他の者について、新法第五十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に定める日から施行する。

第一項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（百二条の規定）公布の日二から五まで 略

六 附則第二百四十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政の処分に係る第一百四十九条から第五十一条まで、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十一条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十七条、第二百五十八条、第二百六十五条、第二百六十八条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百七十五条、第二百七十六条、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条、第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第

七十二条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十五条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十一条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第十四条の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

第一項において「国等の事務」というのは、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

ほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相當の機関に対して報告、届出、提出その他手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第七条 (罰則) に關する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則
（平成二七年九月二八日法律第七四号）
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第六五
号）抄

第一条 本法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日法律第三
三号）抄
（西暦明治二十九年四月三十日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 格

四 第三条中特許法第百七条第三項の改正規定、第二百九条の見出しを削り、同条の前に見

出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第一百九十五条第六項の改正規定並びに第

百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定で、二等六、三等六等の見立てに対する

規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において
政令で定める日

附 貝 令 承 三〇 年 六 月 二 十 日 江 行 第 六 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第九条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新精神保健福祉法」という。）第三十条第一項の規定は、施行日以後に要することとなるたる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項に規定する費用の新精神保健福祉法第三十一条第一項の規定による徴収について適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

か、これを、この法律による改正後のそれまでの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対しても報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則
（平成三十一年七月二十五日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二
第三条及び第五条の規定並びに附則第六条
から第八条まで、第十一条及び第十二条の規
定
令西暦二年四月一日

定 令和二年四月一日
附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七)
号 抄 (施行期日)

第一条 [施行日] この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

する。
一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正）

規定に限る)、第八十五条、第二百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二

十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法

律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条(見三)、(二)行の日

二 及び第六条の規定 公布の日
第三十九条、第四条、第五条（国家戦略特別区
域法第九十九条の二第一項の改正規定を除く。）
、第二章第二節及び第三章第一節、第四章一、（也

第二章第一節及び第四節 第四十一條（地方自治法第一百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、

第五十条、第五十四条、第五十五条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十二条、第一百九十九条、第二百一十九条、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十五条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百六十一条から第二百六十三条まで、第二百六十六条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第二百七十三条及びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日
（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当各号に定める日から施行する。

の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定（公布の日

(第十九条の六の四関係)
教授する者

授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と

備考 第一欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授する。	有する者	精神障害と。	精神障害者精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関する学識経験を有する者であること。
		精神障害者精神障害者の医療授すること。	精神障害者精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関する学識経験を有する者であること。
事例研究	有する者	精神障害次に掲げる者が共同して教者に関する事例研究	精神障害次に掲げる者が共同して教者に関する事例研究
		一 指定医として十年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する者二 法律に関する学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命された者若しくはその職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者三 この法律及び精神保健福祉行政に関する学識経験を	精神障害次に掲げる者が共同して教者に関する事例研究